

司馬氏の臺頭と西晉の建國

渡邊義浩

はじめに

西晉を建國した司馬氏の天下は血塗られていた。曹魏の篡奪に向けて皇帝の廢立・殺害を行い、抵抗勢力を武力で振じ伏せた。それにも拘らず、司馬氏には多くの支持が集まり、その權力を正統化し、敵國孫吳の丞相張悌ですら、その政治を評價した。『三國志』卷四十八 孫皓傳注引『襄陽記』に、

曹操 功は中夏を蓋ひ、威は四海に震ふと雖も、詐を崇び術に仗り、征伐して已むこと無し。民其の威を畏れて、其の徳に懷かざるなり。……司馬懿父子は、自ら其の柄を握るや、累ねて大功有り、其の煩苛を除きて其の平惠を布き、之が謀主と爲りて其の疾を救ふ。民心之に歸すること、亦た已に久し。故に淮南三たび叛くも、而るに腹心は擾れず、曹髦の死に、四方は動ぜず。

と張悌の司馬氏への評價を伝える。『襄陽(蒼舊)記』は、初の蜀漢正統論を唱えた習鑿齒の著書であるから、曹操を貶めて司馬懿父子を評價した張悌の言葉を故意に強調した可能性もある^(四)。しかし、「淮南三たび叛」いても、司馬氏の政權が磐石であり、皇帝「曹髦の」弑殺による「死」に、多くの「名士」が動じなかったことは事實である。

司馬氏はいかなる政策を推進することにより、本來自己と同輩であった「名士」から推戴され、魏晉革命を起こし得たのであろうか。本稿は、司馬氏臺頭の政治過程を追うことにより、その建國に向けた施策を検討するものである。

一、司馬懿の臺頭

河内の司馬氏は、後漢中期の司馬鈞（左馮翊）、その子の司馬量（豫章太守）、その子の司馬儁（潁川太守）、その子であり司馬懿の父である司馬防（京兆尹）と、代々郡國の行政長官を輩出してきた「世々二千石」の家である（『晉書』卷一 宣帝紀）。また、司馬懿の孫であり西晉の建國者である司馬炎が、「吾は本諸生の家、禮を傳へ來たること久し（吾本諸生家、傳禮來久）」（『晉書』卷二十 禮志中）と述べるように、儒教を代々傳えてきた家でもある。そして、司馬懿の夫人である張春華は、同じく河内郡の出身であり、張春華の母方の家も、山濤を出す同じく河内の山氏であるという、河内郡を範圍に婚姻關係を結んでいる豪族の家でもあった。^(五)

司馬防には、朗（伯達）・懿（仲達）・孚（叔達）・馗（季達）・恂（顯達）・進（惠達）・通（雅達）・敏（幼達）という八人の子があり、いずれも優れているという意味で「八達」と稱されているので（『晉書』卷三十七 宗室 安平獻王孚傳）、司馬懿は、婚姻關係や名聲を河内郡に持つ郡レベルの「名士」であると考えてよい。^(六) 防の次男である司馬懿が、やがて司馬氏の領袖となるのは、兄の司馬朗が建安二十二年（二一七）年に四十七歳で卒したためで、ちなみに父の司馬防は建安二十四（二一九）年まで健在であった。^(七)

司馬懿は、幼いころ同郡の楊俊より「非常の器」であるとの評價を受け、續いてすでに曹操に仕えていた兄の司馬朗を通じて、崔琰の評價を受けた（『晉書』卷一 宣帝紀）。崔琰は、曹魏の「名士」のなかで、荀彧を中心とする「潁川

グループ」に次ぐ位置を占める「北海グループ」の一員であり、その評価を受けた司馬懿は、郡を超えた全国レベルの「名士」となった。さらに、「潁川グループ」の中心である荀彧より推舉を受け（『三國志』卷十 荀彧傳注引『彧別傳』）、曹操に辟召されて司空府の幕僚となった。『晉書』卷一 宣帝紀は、病氣を理由に辟召を拒絶して曹操に疑われた話をまことしやかに伝えるが、注（七）所掲福原著書が説くように、それは潤色と考えるべきであろう。曹操が丞相となるに及び、丞相府の文學掾、東曹屬、主簿、司馬と轉じ、張魯降伏後に蜀漢への征討を進言しているが、曹操はそれに従っておらず、司馬懿が曹操に重用されていたとは言い難い。潁川・北海という曹魏の二大「名士」グループから評価を得ている「名士」本流の司馬懿に見合った地位や役割を曹操は與えておらず、『晉書』が潤色するほどではないにせよ、司馬懿は曹操に警戒されていたと考えるべき。

建安二十二（二一七）年、曹丕が魏の王太子となり、太子中庶子を拜命した司馬懿は、陳羣・吳質・朱鑠とともに「四友」と呼ばれるようになる（『晉書』卷一 宣帝紀）。曹丕の立王太子を支援したためであろう。曹丕が王太子となるにあたっては、曹植との間に後繼者争いがあり、「文學」を價值基準の中心とする曹植側に對して、崔琰など儒教を根底に置く「名士」は、嫡長子である曹丕を支援した。司馬懿が曹丕を支持した記録は残っていないが、曹丕は少しでも曹植に肩入れした「名士」には報復をしているので、司馬懿も陳羣も曹丕を支援したと考えるべき。

曹丕は、「名士」の支持を受けて王太子となり魏王に就き、延康元（二二〇）年に、儒教理念を掲げて後漢の禪讓を受けた。このため文帝曹丕は、「名士」層に借りがあり、腹心の文學者吳質とともに、陳羣・司馬懿を「四友」として尊重せざるを得なかった。文帝は、陳羣の獻策を入れ、「孝」を價值基準の根底に置く九品中正制度を創設したほか、漢代では行われていた皇太后の父母への追封を止めるなど、國家權力の「公」的な運用に務めた。

この間、司馬懿は、尙書、尙書右僕射、尙書左僕射、撫軍大將軍・錄尙書事と、尙書系統の官職を順調に出世し、尙

書僕射、尙書令、鎮軍大將軍・錄尙書事と、司馬懿とセットで上司として昇進していた陳羣を追いかけ、追いついている。文帝は出鎮の際、行臺には陳羣、許昌の後臺には司馬懿を置き、蕭何に準えて信任したという（『晉書』卷一宣帝紀）。

それでは、文帝と陳羣・司馬懿との間に何の矛盾もなかったのかと言えば、そうではない。文帝は、陳羣が漢魏禪讓の際、華歆とならんで喜色を見せなかったことを恨んでいたという（『三國志』卷十三華歆傳注引華嶠『譜敘』）。そうした君主權力からの自律性を持つ陳羣・司馬懿は、尙書臺で「名士」の價值基準に基づく人事を推進した。それは、必ずしも文帝の意向に沿うものではなかったのである。『三國志』卷十三鮑勛傳^(一三)に、

黄初四年、尙書令の陳羣・僕射の司馬宣王並びに勛を擧げて宮正と爲す。宮正は即ち御史中丞なり。（文）帝已を得ずして之を用ふ。

とあるように、文帝は陳羣・司馬懿がともに推擧した鮑勛を御史中丞に「已を得ず」就けている。擧兵直後の曹操を支えた鮑信の子である鮑勛は、剛直で面諫をも辭さず、文帝に嫌われていたのである。黄初六（二二五）年に、文帝は、些細な罪の彈劾を見送ったことを理由に、「（鮑）勛は鹿を指して馬と作す。廷尉に收付せよ」と詔を出し、鍾繇・華歆・陳羣・辛豐・衛臻・高柔ら錚々たる「名士」の助命嘆願にも拘らず、鮑勛を誅殺している^(一四)。

また、司馬懿を始めて評價した楊俊も嫌われていた。後繼者争いの際に、曹植の方が優れていると曹操に上言したためである。文帝はそれを根に持ち、黄初三（二二二）年、宛の市場が繁盛していないことを理由に南陽太守の楊俊を逮捕した。尙書僕射の司馬懿は、散騎常騎の王象・荀緯とともに命乞いをしたが、救えなかった（『三國志』卷二十三楊俊傳）。このとき文帝は、助命を請う王象に、『三國志』卷二十三楊俊傳注引『魏略』^(一五)に、

我楊俊の卿と本末なるを知るのみ。今卿に聽かば、是れ我を無^{なみ}するなり。卿寧ろ俊を無せんか、我を無せんか。

と述べている。すなわち、「名士」間の横のつながりが、君臣の秩序を無にすることを厳しく否定しているのである。

このようなせめぎ合いを見せながら、司馬懿と陳羣は文帝に仕え、臨終の際には曹眞・曹休とともに顧命の臣となった。文帝を嗣いだ明帝は、皇帝権力の強化を目指し、「名士」の自律的秩序に對抗しようとした。そうした明帝の意向を汲んだ文帝の寵臣吳質は、『三國志』卷二十一 王粲傳附吳質傳注引『質別傳』^(一六)に、

太和四年、(吳質)入りて侍中と爲る。時に司空の陳羣 錄尚書事たり。(明)帝初めて萬機を親しくし、質以へらく、輔弼の大臣は、安危の本なりと。帝に對して盛んに稱すらく、驃騎將軍の司馬懿は、忠智至公、社稷の臣なり。陳羣は、從容の士、國相の才に非ざれば、重任に處るも事を親しくせずと。帝甚だ之を納れ、明日、切詔有りて以て羣を督責す。而るに天下は以へらく、司空は長文に如かず、即ち羣が言に實無きなりと。

とあるように、陳羣を攻撃したが、「天下」と表現される「名士」層の輿論は陳羣を支持したので、明帝も陳羣を罷免することができなかった。また、陳羣を攻撃した吳質が、一方で司馬懿を讃えていることは興味深い。のちに司馬師に吳質の娘を娶らせているように、司馬懿と吳質の関係は良好であった。皇帝との對峙性を陳羣に擔わせながら、司馬懿はその陰で着々と勢力を擴大しているのである。

荀彧の子である荀惲は、後繼者争いの際に、曹丕が禮を曲げて荀彧に遜っているにも拘らず、曹植と善く、また曹丕の親友夏侯尚と不和であった。そのため、文帝は深く荀惲を怨み、その官は虎賁中郎將に止まった。その影響であろうか。惲の弟の顗も、陳羣の姉の子にも拘らず、官は中郎に止まっていた。司馬懿は、惲の子である冀に、師・昭の妹を娶らせ(『三國志』卷十 荀彧傳附荀惲傳)、輔政に就いた後には、荀顗を拔擢して散騎侍郎としている(『晉書』卷三十 九 荀顗傳)。こうして司馬懿は、崔琰・荀彧―陳羣の流れを繼承^(一七)していき、「名士」の糾合を目指したのである。

また、司馬懿は、「名士」のみに止まらず、新たな才能の發掘にも努めた。幼くして父をなくし、汝南郡で牛飼

をしていた鄧艾は、陳羣の祖父である陳寔の碑文を読み志を立て、農業關係の下吏となると、高い山や廣い沼地を見ては軍營の設置場所を考え、同僚から笑われていた。しかし、磨きをかけた才能を司馬懿は見逃さず、鄧艾を評價して尙書郎に拔擢している（『三國志』卷二十八 鄧艾傳）。このような地道な努力を重ねながら、司馬懿は「名士」に止まらず自己の勢力を擴大していったのである。

このため司馬懿は、陳羣が卒すると、「名士」の中心となった。續いて司馬懿は、軍事權の掌握を實現していく。すでに文帝の時、司馬懿は撫軍大將軍となっていたが、その領する兵はわずか五千に過ぎなかった。明帝の太和元（二二七）年に、督荊・豫二州諸軍事を加えられ、都督となることにより初めて方面軍司令官としての資格を得、諸葛亮に呼應して反亂を起こした孟達を斬る。太和四（二三〇）年には、大將軍・大都督となり、曹眞と共に蜀に侵攻して敗退したものの、翌年、諸葛亮が天水郡に侵入すると、長安に駐屯して都督雍・梁二州諸軍事となった。このとき明帝は、「西方に事有り、君に非ずんば付す可き者莫し（西方有事、非君莫可付者）」と言い（『晉書』卷一 宣帝紀）、司馬懿に諸葛亮との戦いを委ねた。曹操の時には、曹氏および準宗室の夏侯氏がほぼ獨占していた軍事權が、「名士」に渡っていくのである。それとともに、曹氏の君主權力も衰退し始めた。

諸葛亮との戦いで司馬懿は、蜀漢の兵糧が盡きることを待つ持久戦を取り續けた。孟達を利用した二方面作戦を防がれた諸葛亮は、益州からのみ攻めあがるので輸送が滞りがちとなり、持久戦に難があった。蜀漢の弱点を見抜いた見事な戦略である。諸葛亮の陣没後の遼東の公孫氏との戦いでは、遼隧で待ち受ける公孫淵の裏をかいて、その本據地である襄平城を陥落させ、公孫氏を滅亡させた。引きあげる司馬懿が白屋に至ったところで、重大な知らせが届いた。明帝が危篤となったのである。臨終に間に合った司馬懿に、明帝は、曹爽とともに後事を託す（『晉書』卷一 宣帝紀）。司馬懿六十一歳のことであった。

二、正始の政變

諸葛亮が陣没した青龍二（二三三）年、義父の司馬懿を「魏の純臣」ではないと知った夏侯徽は鳩殺された（『晉書』卷三十一 后妃 景懷夏皇后傳）。明帝の青龍三（二三三）年、すなわち司馬懿の諫止を聞かず、明帝が大規模な宮殿を造營し始めた年、金徳で白をシンボルカラーとする「馬」が「曹」を打倒する、という讖緯がすでに語られていた。

青龍四（二三六）年には、「白」鹿が捕らえられる。これを周公旦の故事と結びつけ瑞祥とした明帝であったが（『晉書』卷一 宣帝紀）、不安だったのであろう。景初年間（二三七―三三九年）には、陳矯に、「司馬公は忠正なり。社稷の臣と謂ふ可きか」と尋ねている。陳矯は、「朝廷の望なり。社稷は未だ知らざるなり」と答えたという。^{（三三）} ちなみに、司馬懿に明帝の危篤を使者が告げた場所も「白」屋である。

こうした状況のなか、明帝の遺言により司馬懿とともに幼帝の曹芳を輔佐した曹爽は、司馬懿を中心とする「名士」勢力が、君主権力をも凌ぐほどの力を持つに至った現状の打開を圖る。曹爽は、何晏・夏侯玄・丁謐らを行政の中心である尚書系統の官などに就け、中央集權的な政治を目指した。^{（三四）} 曹氏の君主権力の再興を目指す曹爽は、夏侯玄の獻策により、九品中正制度の改正を試みている。『三國志』卷九 夏侯玄傳に、^{（三五）}

夫れ才を官し人を用ふるは、國の柄なり。故に銓衡をば臺閣に専らにするは、上の分なり。孝行は閭巷に存し、優劣をば之を郷人に任ぬるは、下の敍なり。夫れ敎を清くし選を審らかにせんと欲すれば、其の分敍を明らかにし、相涉らしめざるに在るのみ。……州郡の中正、品もて官才を度りてより之來、^{（このかた）} 年載有り、緬緬紛紛として、未だ整齊を聞かざるは、豈に分敍參錯し、各々其の要の由る所を失ひしに非ざるや。……奚ぞ必ずしも中正をして銓

衡の機を下に干めて、機柄を執る者をして委仗する所を上^{もと}に有らしめ、上下交々侵して、以て紛錯を生ぜしめんや。とあるように、夏侯玄は、九品中正制度により人事権が中正に移行したことを批判し、人事権を皇帝に直屬する尙書(臺閣)に回收することを目指したのである。「名士」の既得権を著しく損なう改革案である。これに對して、司馬懿は州大中正の制を提唱して「名士」の支持を束ねていく。『太平御覽』卷二百六十五 職官部 中正に、
晉の宣帝(司馬懿)の九品を除し、州に大中正を置くの議に曰く、「九品の状を案ずるに、諸^{もろもろ}の中正^{もと}既より未だ人才を料究すること能はず。以爲へらく九制^{アツ}を除し、州に大中正を置く可し」と。

とあるように、司馬懿は郡中正が才能を見極められず九品中正制度が混亂しているという現状認識を共有しながらも、夏侯玄の案のように人事権を尙書に回收するのではなく、州に大中正を設置することを提案したのである。

州大中正については従來の研究で、司馬懿が「當時の勢家に重權を與え、人心を收攬しよう」としたもので、上級士人層の「司馬氏との一體感の強化——司馬氏の推戴に連^{二八}なり、「郷品裁定の權力が中央へ集中され、同時に貴族化されるようになった」と^{二九}とされている。ほぼ首肯し得るが、司馬氏との一體感の強化が推戴に繋がるかどうかは、議論の餘地がある。また、郡を單位として「輩」を定められない場合があることも、州大中正提唱の背景となった。『晉書』卷四十四 鄭袤傳附鄭默傳に、

初め(武)帝貴公子を以て品に當つらるに、郷里敢へて與に輩と爲すもの莫く、之を州内に求む。是に于て十二郡の中正 僉共に(鄭)默を擧ぐ。

とある。のちの武帝司馬炎は、郷品を受けるときに、河内郡の中では名聲が等しい「輩」とし得る「名士」がいなかった。そこで、司州に屬する十二郡の中正が集まって、河南郡の鄭默を輩にしたというのである。こうした郡を超えた名聲の評價、あるいは郡ごとに異なる基準の調整のためにも、州大中正は必要であった。^(三二)

矢野主税によれば、中正の職を統括していた司徒には、曹爽輔政期までは司馬氏と特別な關係を持つ者は就いていなかったが、曹爽を打倒して司馬氏が權力を握ると、鄭沖・鍾會・何曾といった司馬氏の關係者を配置して、周到に中正制度全般を掌握したという。

こうした州大中正の制を提唱することにより、曹爽への對立軸を明確に打ち出しながらも、司馬懿はなお機を窺っていた。正始元（二四〇）年に、司馬懿は、曹爽により太傅とされ錄尚書事を奪われたが、持節・統兵都督諸軍事であることは以前と同じで、軍の指揮權は有していた。事實、正始二（二四一）年には、兵を率いて孫吳の朱然を樊城に退けている（『三國志』卷四 三少帝 齊王芳紀）。こうした司馬懿の軍事的成功に對抗するため、正始五（二四四）年に、曹爽は、再三にわたる司馬懿の諫止を聞かず、征蜀を行って大敗した。すると、正始八（二四七）年には、『晉書』卷一 宣帝紀に、

曹爽 何晏・鄧颺・丁謐の謀を用ひて、（郭）太后を永寧宮に遷し、朝政を專擅す。兄弟並びに禁兵を典り、多く親黨を樹て、屢々制度を改む。（宣）帝禁ずる能はず、是に於て爽と隙有り。五月、帝疾と稱して政事に與らず。とあるように、曹爽は、郭皇太后を追い、禁軍を一族で把握して、專制の度合いを強めた。司馬懿は無理には對決せず、引退を表明する。翌年には、劉放と孫資がこれに續き、衛臻・何曾も官を辭している（『三國志』卷四 三少帝 齊王芳紀・『晉書』卷三十三 何曾傳）。

曹爽は、こうした司馬懿の與黨の行動に警戒を深めるべきであった。しかし、曹爽側の李勝が司馬懿の病狀を偵察に行つて欺かれ、病狀惡化を報告すると、曹爽は無警戒に都を離れた。皇帝の曹芳が明帝の高平陵へと慕參するための外出に、曹爽は兄弟とともにお供として隨つたのである。司馬懿は、この隙を見逃さなかった。郭皇太后に曹爽兄弟の解任を上奏し、許可されると皇太后の令により、洛陽城内のすべての城門を閉鎖、禁軍の指揮權を掌握した。さらに皇帝

を迎えるため、洛水のほとりに布陣し、曹爽を弾劾する上奏文を奉った。曹爽の腹心である桓範は決戦を主張したが、免官のみに止めるといふ甘言に負けた曹爽は、戦わずして降伏、司馬懿はわずか一日の無血クーデタにより、政權を奪取した。正始の政變である。結局、曹爽との約束は、反故にされ、曹爽・何晏らは誅殺、司馬懿の権力は確立した（『三國志』卷九 曹眞傳附曹爽傳）。以後も、反司馬氏勢力の排除は續き、司馬氏への権力集中が進むのである。

伊藤敏雄は、正始の政變を含めて六回の衝突における反司馬氏勢力などをまとめている。^(三四)これに據りながら、彼らの「名士」としての存立基盤である名聲・文化の狀況を附したものが、表一「反司馬氏勢力」・表二「司馬氏の與黨」・表三「曹爽の幕僚」である。なお、六回の衝突とは、以下のA～Fである。

- A. 正始十（二四九）年正月、司馬懿による正始の政變。曹爽政權を打倒。
- B. 嘉平三（二五一）年五月、太尉王凌らが皇帝曹芳の廢位を謀り、敗れて自殺。
- C. 嘉平六（二五四）年二月、夏侯玄・李豐らが、司馬師誅殺を企てたとして伏誅。
- D. 嘉平六（二五四）年秋、鎮北將軍の許允、罪を受けて憤死。
- E. 正元二（二五五）年正月、鎮東將軍の毋丘儉・揚州刺史の文欽の反亂。
- F. 甘露二（二五七）年五月、征東大將軍の諸葛誕の反亂。

注（三四）所掲伊藤論文は、曹爽政權を地方の族的勢力とは無縁で京師・宮廷を存立の場とすると特徴づけ、これを打倒した司馬氏の支配の確立とともに門閥化が決定的になったとする。^(三五)さらに、表一と表二の比較により、彼らの名聲・文化を比べてみると、表一の反司馬氏勢力には、玄學を創設した④何晏と⑫夏侯玄を筆頭とし、儒教を蔑ろにして行われた「名士」間の私的な交際である「浮華」として明帝から彈壓された⑤鄧颺・⑥李勝・⑬諸葛誕が含まれるなど、當時の先端的な文化であった玄學を身につけている者が多い。また、何晏も秀でていた文學の才能を⑧畢軌・⑩李豐にも

認めることができる。つまり、曹操が「名士」に對抗するなかで宣揚した文學と、曹爽が何晏・夏侯玄を尊重して人事の基準に据えた玄學という、曹魏的諸價値を名聲の基盤としている者が多いのである。^(三六)

これに對して、表二の司馬氏の與黨には、後漢の大儒盧植の子である⑤盧毓、鄭玄に對して體系的な批判を行い、西晉儒教の經義をつくりあげた4王肅を筆頭に、高堂隆と郊祀の議論を交わした②蔣濟のほか、儒教を文化の中心に置く者が多い。^(三七) むろん、司馬師が玄學を學び、夏侯玄・何晏と並稱されたように、文學・玄學を完全に排除しているわけではない。しかし、司馬氏による儒教の尊重は、表三に示した免官の後に用いた曹爽の幕僚の中に、鄭學を繼承する⑥王基、孝を稱される①裴秀・②王沈が含まれることに明らかである。^(三八) また、表三からは、もと曹爽の幕僚であった者も、父祖が高官であったり、儒教を尊重していれば、司馬懿に許されていることが分かる。「はじめに」でも觸れた張悌の言葉の續きで言えば、「賢に任じ能をして、各々其の心を盡せしむ」となるうし、本紀に據れば、「(宣)帝内は忌むも外は寛」となる。^(三九) 司馬懿は、「寛」を掲げ、儒教を尊重する「名士」を廣く用いようとしたのである。

こうして司馬懿は、州大中正の制により儒教を尊重する「名士」の支持を集め、正始の政變を勝ち抜いて權力の座に就いた。さらにそれを磐石なものとするため、司馬懿は屯田制に目を向けていく。屯田制は、曹操が獻帝を擁立した建安元(一九六)年に、許縣で開始された。漢の屯田が軍屯だけであったことに對し、曹操は一般民衆に土地を與える民屯をも行い、そこからの収入を財政基盤とした。正始の政變で權力を握った司馬懿は、民屯を管轄している典農部系統の官職に、一族や腹心の者をつけて、曹魏の財政基盤を横取りしようとしたのである。^(四〇) かつて曹爽政權下において、何晏は洛陽の典農部屯田の桑田數百頃を分割しようとした。また、典農部を統括する大司農の桓範は、正始の政變の際に、その兵力を用いて司馬氏と戦おうとした(『三國志』卷九曹眞傳附曹爽傳)。司馬懿は、こうした動きに對抗して、民屯を支配しようとしたのである。しかし、魏末晉初に民屯が廢止されたように、それは圓滑には進まなかつた。^(四一) 司馬懿

に拔擢されていた鄧艾は、民屯に拘らず、司馬懿の支配下の軍屯を擴大し、それを司馬氏の財政的な基盤とすることを獻策した。『三國志』卷二十八 鄧艾傳(四)に、

陳・蔡の間は、土下く田良し。許昌の左右の諸もろもろの稻田を省き、水を并はせて東下せしむ可し。淮北をして二萬人を屯せしめ、淮南は三萬人、十に二をば分ち休むるも、常に四萬人有り、且つ田たくり且つ守る。水豊かなれば常に三倍を西に收め、計るに衆費を除くも、歲ごとに五百萬斛を完ふして以て軍資と爲す。

とあるように、曹魏の民屯を象徴する許昌の屯田を廢止して、淮北・淮南の軍屯を充實させようとしたのである。司馬懿はこれに従い、淮水流域に財政的・軍事的基盤を持つことができた。のちに壽春で起る毋丘儉や諸葛誕の反亂を司馬氏が簡単に平定できたのは、鄧艾の軍屯政策を司馬懿が採用していたためなのである。

以上のように、曹氏の君主権力の再建を計った曹爽政權に對して、司馬懿は州大中正の制により「名士」の既得權を維持し、「名士」を糾合する切り札の政策とした。これによって儒教を尊重する「名士」を自派に取り込むことにより、文學・玄學といった曹魏的諸價値を尊重する曹爽政權を、正始の政變で打倒した。そののち、民屯の奪取には失敗したものの、軍屯の充實を行い、その經濟的・軍事的な基盤を確立したのである。

三、五等爵の設置

司馬懿への抵抗がまったく無かつたわけではない。B王凌の亂はその一つである。10王凌は王允の甥にあたり、司馬懿の兄である司馬朗と交友關係にあった。司馬懿より七歳年長の曹魏の舊臣である。王凌は曹爽に見込まれて、大將軍長史に就いたことがあり、それへの報復を恐れたのであろうか。曹彪を擁立して、皇帝の曹芳もろとも司馬懿を亡き者

にしようとして謀ったという。しかし、計畫は密告され、王淩は處刑された（『三國志』卷二十八王淩傳）。曹彪の擁立計畫を理由に、司馬懿は曹魏の宗室を鄴に集めて監視下に置き、外部との通行を遮断した（『晉書』卷一宣帝紀）。曹魏の朝廷は、完全に司馬懿に制壓されたのである。

嘉平三（二五一）年、司馬懿が卒すると、長子の司馬師が撫軍大將軍・録尚書事として、父の地位を繼承した。正始の政變の前、司馬師は曹爽打倒のため「陰かに死士三千人を養」っていたように（『晉書』卷二景帝紀）、司馬懿より急進的に權力の擴張を目指した。曹爽政權の中心でありながら生き延びた⑫夏侯玄を除くため、⑬李豊を陥れ、司馬師暗殺の陰謀を無理やり自白させて、C夏侯玄と李豊を處刑する（『三國志』卷九夏侯尚傳附夏侯玄傳）。さらに、その陰謀に皇帝の曹芳が係わったと言い立て、郭皇太后を脅かして皇帝を廢位させた。^(四三) 皇帝の廢立をも恣にする司馬師の專斷に、E壽春に駐屯していた鎮東將軍の毋丘儉が立ちあがる。16毋丘儉は、明帝の恩寵を受けていたのである。かつて曹爽に厚遇された17文欽も加わった反亂に對して、司馬師は自ら軍を率いてこれを平定した。しかし、戦いの最中に病が惡化し、自らも死去したのである（『晉書』卷二景帝紀）。

司馬師の死後、兄の地位を弟の司馬昭が繼ごうとする。ところが、新皇帝の曹髦は、司馬師のもとに駆けつけた司馬昭に、そのまま許昌に止まるように命じ、尚書の傅嘏に軍を率いて洛陽に歸らせようとした。司馬昭と軍とを切り離そうとしたのである。しかし、傅嘏は皇帝を裏切り、司馬昭側についた。司馬昭は、皇帝の命令を無視して洛陽に歸還、皇帝を脅かし、兄と同じ大將軍・侍中・都督中外諸軍事・録尚書事に任命された。^(四四) こうした司馬昭の專横に對し、F諸葛誕が壽春で反抗する。18諸葛誕が孫吳に援助を求めたため、司馬昭は孫吳とも戦いながら、諸葛誕を平定、殺害した。BからF（表一）まで續いた司馬氏への抵抗は、こうしてすべて平定されたのである。

ここに至り、皇帝の曹髦は、『三國志』卷四三少帝高貴郷公髦紀注引『漢晉春秋』に、^(四五)

乃ち侍中の王沈・尙書の王經・散騎常侍の王業を召し、謂ひて曰く、「司馬昭の心は、路人も知る所なり。吾坐して廢辱を受くる能はず、今日當に卿らと與に自ら出でて之を討つべし」と。

と側近に司馬昭打倒の決意を打ち明けた。王經は自重を求めたが、曹髦の決意は固く、王沈・王業は司馬昭に密告した。そこで、曹髦は自ら劍を抜き、司馬昭がいる大將軍府をめざす。立ちほだかる者は賈充である。賈充は、皇帝にひるむ部下達に、「(司馬)公汝らを畜養するは、今日の事の爲なり。夫れ何をか疑はん(公畜養汝等、爲今日之事也。夫何疑)」と督勵し、曹髦を殺害させたのである(『三國志』卷四 三少帝 高貴郷公髦紀注引『晉紀』)。

前代未聞の皇帝殺害に對して、陳羣の子である尙書左僕射の陳泰は、賈充の處刑を主張する。『三國志』卷二十一 陳羣傳附陳泰傳注引干寶『晉紀』^(四六)に、

高貴郷公の殺さるるや、司馬文王朝臣を會して其の故を謀る。太常の陳泰至らず。其の舅の荀顛をして之を召さしむ。顛至り、告ぐるに可否を以てす。泰曰く、「世の論者、泰を以て舅に方ふるも、今舅は泰に如かざるなり」と。子弟・内外咸共に之に逼り、垂涕して入る。王之を曲室に待ち、謂ひて曰く、「玄伯、卿何を以てか我を處せん」と。對へて曰く、「賈充を誅して以て天下に謝せん」と。文王曰く、「我が爲に更に其の次を思へ」と。泰曰く、「泰が言惟だ此より進むを有するのみ、其の次を知らず」と。文王乃ち更に言はず。

とある。陳羣の子である陳泰は、皇帝の弑殺に抗議して參内すらしなかった。舅の荀顛を使って、やっと陳泰を呼び出した司馬昭は、賈充の處刑を主張する陳泰に、その次の手段を考えてくれと述べる。しかし、陳泰は、それ以上(司馬昭を處刑すること)はあっても、その次は知らない、と厳しく皇帝弑殺の責任を糾弾した。結局、司馬昭は、直接皇帝に手をかけた成濟を處刑して事をおさめたが、ここでは、権力者の司馬昭に、正面から正論を主張した陳泰の存在感に注目したい。

陳泰から見れば、父の陳羣の後継者が司馬懿なのである。その子の司馬昭が皇帝を弑殺するのであれば、臣下として服従する必要はない。司馬氏が曹魏を滅ぼして西晋を建國するためには、こうした司馬氏のかつての同僚「名士」に對して、どのように君主權力を確立すればよいのか、という問題が残っていたのである。

司馬昭は、郭皇太后から、曹髦は不孝であり、君主である資格はないとの詔を仰ぎ、自己の行爲を正當化した。^(四七)「名士」の價值基準の中心である儒教の根底にある「孝」に背くものは、皇帝でも殺害できるとしたのである。ただし、これによって司馬昭の罪が消えることはない。曹髦の親不孝は、郭皇太后に對するものであり、曹髦が司馬昭に殺害される理由にはならないからである。やがて司馬氏に媚びる杜預が、『春秋左氏傳』を論據に、君主が無道なときには殺害してもかまわないとの「君無道」の義例を立て、司馬昭の皇帝殺害を儒教により正當化した。^(四八)司馬氏は、「名士」の價值基準の中心である儒教の「孝」や『春秋左氏傳』を悪用して、自分の皇帝弑殺を正當化させたのである。こうした儒教に違和感を持つ、阮籍や嵇康のような、司馬氏に批判的な「名士」が現れるのは當然であった。^(四九)

阮籍や嵇康に對する思想彈壓の尖兵となり、嵇康を死に追い込んだ告發者が鍾會である。^(五〇)鍾會は、「潁川グループ」の中心である荀氏・陳氏・鍾氏のうち、曹魏の太傅に至った鍾繇の末子である。したがって、陳泰のように、司馬氏に對して堂々とした態度を取ることでもできたはずである。事實、司馬昭に父の諱である「繇」と同音の「遙」の字を使われ、侮辱された鍾會は、昭の父の諱である「懿」の字を使って言い返している。^(五一)父の鍾繇は、司馬昭の父である司馬懿とあくまでも同格である、という鍾會の誇りを見ることができる逸話である。

それでも、鍾會は司馬氏のための思想彈壓者となり、司馬氏に盡くした。司馬懿が陳羣に引き立てられたように、自分も司馬昭に引き立てられようとしたのであろうか。諸葛誕の亂の際には、喪中にもかかわらず、いち早く司馬昭のもとにかけつけ、反亂の鎮壓に活躍した。こうして鍾會は、司馬昭の信頼を得て、當時の人々から「子房（張良）」に準

えられたのである（『三國志』卷二十八 鍾會傳）。

そのころ蜀漢は、姜維の度重なる北伐により國力を消耗していた。司馬昭は鍾會とともに地形を調査し、蜀漢征伐を計畫した。景元三（二六三）年、鍾會は鎮西將軍・都督關中諸軍事に任命されると、十數萬の兵力を率いて蜀に侵攻した。しかし、姜維が立て籠もる劍閣を落とすことはできず、その間に、鄧艾が間道より緜竹を陥れ、劉禪を降伏させた。仕方なく姜維が鍾會に降伏すると、鍾會は蜀漢の官僚たちを受け入れ、姜維ときわめて親密になった（『三國志』卷二十八 鍾會傳）。

一方、鄧艾は、成都で劉禪を許すと、孫吳の討伐にむけ專斷權を振った。鍾會は、これを「反逆の疑いがある」と讒言、鄧艾を逮捕して護送車で都に送った。この結果、鍾會は自ら率いてきた十數萬の軍勢に加えて、鄧艾配下の軍、舊蜀漢軍を手中におさめることになったのである。このとき、鍾會の司馬昭と同格であるという意識が野望に変わった。もともと鍾氏は、「潁川グループ」の中心として司馬氏より格上であったし、舊蜀臣の姜維も、鍾會に協力してくれるという。自ら大軍を率いて長安を取れば、曹魏の首都洛陽で、鍾會に呼應する者もあろう。「事成らば、天下を得る可し。成らざれば、退きて蜀漢を保ち、劉備と作るを失はざるなり（事成、可得天下。不成、退保蜀漢、失作劉備也）」と考えた鍾會は、曹魏に、具體的には司馬昭に對して、反亂を起こしたのである（『三國志』卷二十八 鍾會傳）。

司馬昭は、この反亂を豫期して備えていた。自ら十萬あまりの軍を率いると長安に出鎮、これにより鍾會の配下に屬していた胡烈たちの軍が暴動を起こし、姜維もろとも鍾會を殺害した。これよりさき、西曹屬の邵悌は、司馬昭に對して、鍾會を蜀漢討伐に派遣することの危険性を説いていた。司馬昭もまた、反亂を豫測しながら、鍾會を派遣している（『三國志』卷二十八 鍾會傳）。それは、自分の力を曹魏のもとの父の同僚たちに見せつけるためであろう。かつては司馬氏より格上であった鍾氏であっても、背けば命はない。鍾會の失敗を見せつけたのち、司馬昭は、咸熙元（二六四）

年三月、蜀漢討伐の功績により、晉王となった。そして、『晉書』卷二文帝紀(五三)に、

(咸熙元年) 秋七月、(文) 帝奏すらく、司空の荀顛もて禮儀を定め、中護軍の賈充もて法律を正し、尙書僕射の裴秀もて官制を議し、太保の鄭冲もて總べて焉を裁せしむと。始めて五等爵を建つ。

とあるように、來るべき西晉「儒教國家」の禮儀・法律・官制を整えさせると共に、五等爵制を施行した。五等爵制は、「封建」の復権の氣運のなかで、曹魏より周制の理念に基づいて實施されていたもので、曹魏の五等爵が宗室だけに附與するものであったことに對して、西晉の五等爵は、異姓に與えられる點を特徴とする。(五三)このときには、騎督より以上六百餘人が公—侯—伯—子—男の五等爵にそれぞれ封建された(『晉書』卷三十五裴秀傳)。騎督は魏晉ともに五品官であるから(『通典』卷三十六職官十八)、五等爵を受けた者は、西晉の國子學に子弟を入學させることができる官品五品以上の貴族にあたる。(五四)注(五三)所掲越智著書によれば、西晉の上級士人(「名家」で有「爵」者あるいは世子)は、郷品一品で五品起家(世子の場合は六品もある)し、「名家」でない上級士人で侯伯子男の「爵」の傳襲者は、郷品(一品ないし)二品で第七品起家になっているという。すなわち、司馬昭は五等爵の封建により、公—侯—伯—子—男という階層制を持つ、國家的な秩序としての身分制である貴族制を形成したのである。

さらに、五等爵とは別に、西晉の建國とともに民爵も賜與しており、のちの士庶區別が爵制的に表現されたことにな(五五)る。そしてなによりも、五等爵に含まれない王、皇帝となる司馬氏が、凡百の他姓とは異なる唯一無二の公權力であることを爵制により示すことを通じて、司馬氏の皇帝としての地位の絶對性を宣言したのである。

咸熙二(二六五)年、禪讓の準備を終えたことを待つように司馬昭は薨去した。昭の子である司馬炎は、曹魏を滅ぼして西晉を樹立する。さらに咸寧八(二八〇)年、孫吳を滅ぼして中國を統一、三國時代に幕を下ろしたのである。

おわりに

司馬氏は、曹魏の中で自己の勢力を擴大し、魏晉革命を起こすまでに、二つの大きな政策を実施した。第一は、州大中正の設置であり、第二は、五等爵制の施行である。

州大中正の制は、曹氏の皇帝權力を再建するために「名士」の既得權を侵害した曹爽政權への反發を束ね、司馬氏が「名士」層の利益代表者として、曹氏の皇帝權力に對抗する手段として編み出された。ゆえに、州大中正の設置は、司馬氏の權力が唯一無二の公權力として、あまたの私權力の上に屹立することを可能にするものではなかった。司馬炎が鄭默と齊名とされ、ともに郷品を附與されたように、司馬氏の權力を「名士」の中の第一人者に止めるものであった。

そこで、司馬昭は、併蜀の論功行賞を契機として、五等爵制を施行した。五等爵制は、授爵者の郷品を二品以上に保障し、また公—侯—伯—子—男という階層制により、國家的な秩序としての身分制である貴族制を形成し、民爵を附與される庶との間に身分制的な内婚制である士庶區別を形成していく。それとともに、司馬氏は五等爵を超えた天子として、あまたの貴族、そして廣範な庶の上に屹立する皇帝として正統化されたのである。

《注》

(一) もちろん司馬氏の篡奪に抵抗し、追い込まれ、殺害された者も多かった。追い詰められた阮籍の抵抗については、渡邊義浩「呻吟する魂 阮籍」(『中華世界の歴史的發展』汲古書院、二〇〇二年、『三國政權の構造と「名士」』汲古書院、二〇〇四年に所収)、殺害された嵇康については、渡邊義浩「嵇康の歴史的位置」(『六朝學術學會報』七、二〇〇六年)を参照。

(二) 王肅による司馬氏の正統化については、渡邊義浩「呻吟する魂 阮籍」(前掲)、杜預による司馬氏の正統化については、渡邊

義浩「杜預の左傳癖と西晉の正統性」、『六朝學術學會報』六、二〇〇五年)・「杜預の諒闇制と皇位繼承問題」(『大東文化大學漢學會誌』四四、二〇〇五年)を参照。

(三) 曹操雖功蓋中夏、威震四海、崇詐杖術、征伐無已。民畏其威、而不懷其德也。……司馬懿父子、自握其柄、累有大功、除其煩苛而布其平惠、爲之謀主而救其疾。民心歸之、亦已久矣。故淮南三叛、而腹心不擾、曹髦之死、四方不動(『三國志』卷四十八孫皓傳注引『襄陽記』)。

(四) 『三國志』卷四 三少帝 齊王芳紀注引習鑿齒『漢晉春秋』にも、司馬氏を評價する議論が掲載されている。なお、習鑿齒の蜀漢正統論については、田中靖彦『漢晉春秋』に見る三國正統觀の展開(『東方學』一一〇、二〇〇五年)を参照。

(五) 司馬氏の婚姻關係については、石井仁・渡邊義浩「西晉墓誌二題」(『駒澤史學』六六、二〇〇五年)、渡邊義浩「西晉司馬氏婚姻考」(『東洋研究』一六一、二〇〇六年)を参照。

(六) 三國時代の知識人層を「名士」と呼稱すること、および三國政權ごとの君主との關係については、渡邊義浩『三國政權の構造と「名士」』(前掲)を参照。

(七) 司馬氏の傳記的な事跡については、福原啓郎『西晉の武帝 司馬炎』(白帝社、一九九五年)、胡志佳『門閥士族時代下の司馬氏家族』文史哲出版社、二〇〇五年)、方北辰『司馬懿傳』(國際文化事業公司、一九九〇年)を参照。

(八) 渡邊義浩『三國政權の構造と「名士」』(前掲)の附圖四参照。なお、「北海グループ」という名稱については、川勝義雄『六朝貴族制社會の研究』(岩波書店、一九八二年)を参照。

(九) 周一良「曹氏司馬氏之鬪爭」(『魏晉南北朝史札記』中華書局、一九八一年)を参照。

(一〇) 『晉書』卷一 宣帝紀では、曹操は曹丕に、「司馬懿は人臣に非ざるなり。必ずや汝の家事に預らん(司馬懿非人臣也。必預汝家事)」と言った、とされている。

(一一) 渡邊義浩「三國時代における『文學』の政治的宣揚——六朝貴族制形成史の視點から」(『東洋史研究』五四—三、一九九五年、『三國政權の構造と「名士」』前掲に所収)。

(一二) 九品中正制度が價值基準の根底に「孝」を置くことについては、渡邊義浩「九品中正制度における『孝』」(『大東文化大學漢學會誌』四一、二〇〇二年、『三國政權の構造と「名士」』前掲に所収)を参照。また、文帝が、皇帝權力の「私」的基盤の強化のためではなく、國家權力の「公」的運営に務めたことについては、渡邊義浩「三國時代における『公』と『私』」(『日本中國學會報』五五、二〇〇三年、『三國政權の構造と「名士」』前掲に所収)を参照。

- (一三) 黃初四年、尚書令陳羣・僕射司馬宣王並舉勳爲宮正。宮正即御史中丞也。(文) 帝不得已而用之(『三國志』卷十一鮑勳傳)。
- (一四) 『三國志』卷十一鮑勳傳。佐藤達郎「曹魏文・明帝期の政界と名族層の動向——陳羣・司馬懿を中心に」(『東洋史研究』五二—一九九三年)は、これを鮑勳を支持した陳羣を中心とする名族層と、曹操以來の名族抑制の方針をとろうとする文帝との間の對立、乖離と捉えている。しかし、文帝期は陳羣・司馬懿の勢力が伸長したように、「名士」の勢力は抑制されていない。渡邊義浩「三國時代における『公』と『私』」(前掲)は、それまで「公」の政治を貫いてきた文帝が死去の二十日前になつて「私」への傾斜を見せたと理解する。
- (一五) 我知楊俊與卿本末耳。今聽卿、是無我也。卿寧無俊邪、無我邪(『三國志』卷二十三楊俊傳注引『魏略』)。
- (一六) 太和四年、(吳質)入爲侍中。時司空陳羣錄尚書事。(明)帝初親萬機、質以、輔弼大臣、安危之本。對帝盛稱、驃騎將軍司馬懿、忠智至公、社稷之臣也。陳羣、從容之士、非國相之才、處重任而不親事。帝甚納之、明日、有切詔以督責羣。而天下以、司空不如長文、卽羣言無實也(『三國志』卷二十一王粲傳附吳質傳注引『質別傳』)。
- (一七) 司馬懿は荀彧を「司馬宣王常に稱すらく、書傳の遠事、吾自ら耳目の從ひて聞見する所、百數十年の間に逮ぶに、賢才なること未だ苟令君に及ぶ者有るざるなり(司馬宣王常稱、書傳遠事、吾自ら耳目所從聞見、逮百數十年間、賢才未有及苟令君者也)」(『三國志』卷十荀彧傳注引『魏氏春秋』)と顯彰している。
- (一八) 司馬懿はこのほか、軍事的才能に秀でる南陽の州泰を拔擢し(『三國志』卷二十八鄧艾傳附州泰傳)、長安の鐵賣りであつた石苞を拔擢している(『三國志』卷四三少帝高貴鄉公髦紀注引『世語』)。
- (一九) 都督については、石井仁「都督考」(『東洋史研究』五一—三、一九九二年)・「六朝都督制研究の現状と課題」(『駒澤史學』六四、二〇〇五年)を参照。
- (二〇) 森本淳「曹氏政權の崩壞過程に關する一試論——軍事權との關係を中心に」(『アジア史研究』二五、二〇〇一年)は、本來便宜的に過ぎなかつた曹氏・夏侯氏以外からの都督就任が、次第に官僚の昇進過程の一部に組み込まれ、中央軍が曹氏の政權基盤としての「私的」な軍隊という性格を持ち得なくなつた、としている。
- (二一) やがて諸葛亮が屯田制などにより、これを解決していくことを含め、諸葛亮の北伐については、渡邊義浩「蜀漢政權の支配と益州人士」(『史境』一八、一九八九年、『三國政權の構造と「名士」前掲に所收)を参照。
- (二二) 『三國志』卷三明帝紀注引『魏氏春秋』に、「是の歲(青龍三年)、張掖郡刪丹縣の金山の玄川溢涌し、寶石の圖を負ひ、狀は靈龜を象どるあり。……石馬七有り、其の一は仙人之に騎り、其の一は羈絆たり、其の五は形有るも善く成らず。……馬

は中より四面に布列し、色皆蒼白たり。其の南に五字有り、曰く、上上三天王と。又曰く、述大金、大いに曹を討ち、金は但だ之を取る。金は中に立ち、大金馬一匹中に在りて、大吉開壽、此の馬は甲寅述水と（是歲、張掖郡刪丹縣金山玄川溢涌、寶石負圖、狀象靈龜。……有石馬七、其一仙人騎之、其一羈絆、其五有形而不善成。……馬自中布列四面、色皆蒼白。其南有五字、曰、上上三天王。又曰、述大金、大討曹、金但取之。金立中、大金馬一匹在中、大吉開壽、此馬甲寅述水」とある。

(二三) (明) 帝憂社稷、問矯、司馬公忠正。可謂社稷之臣乎。矯曰、朝廷之望。社稷未知也（『三國志』卷二十二陳矯傳注引『世語』）。

(二四) 曹爽政權については、渡邊義浩「浮き草の貴公子 何晏」（『大久保隆郎教授退官記念 漢意とは何か』東方書店、二〇〇一年、『三國政權の構造と「名士」前掲に所収）を参照。

(二五) 夫官才用人、國之柄也。故銓衡專於臺閣、上之分也。孝行存乎閭巷、優劣任之鄉人、下之敘也。夫欲清教審選、在明其分敘、不使相涉而已。……自州郡中正、品度官才之來、有年載矣、緬緬紛紛、未聞整齊、豈非分敘參錯、各失其要之所由哉。……奚必使中正干銓衡之機於下、而執機柄者有所委仗於上、上下交侵、以生紛錯哉（『三國志』卷九夏侯玄傳）。

(二六) 晉宣帝（司馬懿）除九品、州置大中正議曰、案九品之狀、諸中正既未能料究人才。以爲可除九（制）（品？）、州置大中正（『太平御覽』卷二百六十五 職官部 中正）。「九制」は「九品」であろうか。いずれにせよ、何らかの誤脱が考えられる。

(二七) 岡崎文夫『魏晉南北朝通史』（弘文堂、一九三三年）。宮川尙志『六朝史研究』政治・社會篇（日本學術振興會、一九五六年）もこれに賛同する。

(二八) 越智重明『魏晉南朝の貴族制』（研文出版、一九八二年）。

(二九) 宮崎市定『九品官人法の研究——科擧前史』（東洋史研究會、一九五六年）。このほか、矢野主税「魏晉中正制についての一考察」（『史學研究』八二、一九六一年）は、州大中正が郡中正を統制し、さらに司徒がそれを統制する體制が確立したことを制度永續の理由に挙げる。

(三〇) 初（武）帝以貴公子當品、鄉里莫敢與爲輩、求之州內。于是十二郡中正僉共舉（鄭）默（『晉書』卷四十四鄭袤傳附鄭默傳）。

(三一) この間の事情について、『晉書』卷四十五 劉毅傳には、「州都なる者を置くは、州里の清議、咸歸服する所を取り、將に以て異同を鎮め、言議を一にせんとすればなり（置州都者、取州里清議、咸所歸服、將以鎮異同、一言議）」とある。

(三二) 矢野主税「魏晉南朝の中正制と門閥社會」（『長大史學』八、一九六四年）。

- (三三) 曹爽用何晏・鄧颺・丁謐之謀、遷(郭)太后於永寧宮、專擅朝政。兄弟并典禁兵、多樹親黨、屢改制度。(宣)帝不能禁、於是與爽有隙。五月、帝稱疾不與政事(『晉書』卷一 宣帝紀)。
- (三四) 伊藤敏雄「正始の政變をめぐって——曹爽政權の人的構成を中心に」(『中國史における亂の構圖——筑波大學創立十周年記念東洋史論集』雄山閣出版、一九八六年)。
- (三五) これに對して、葭森健介「魏晉革命前夜の政界——曹爽政權と州大中正設置問題」(『史學雜誌』九五—一、一九八六年)は、曹爽政權が中央偏重の偏向を持ちながらも、全国的な輿論を踏まえた名望家政權の樹立を目指し、貴族制社會に向かつて、一歩踏み出した政權である、としている。また、曹爽集團に沛國譙の出身者や曹室と個人的關係の強い者が多いことから、これを「譙沛集團」と括る萬繩楠「曹魏政治派別の分野及其升降」(『歴史教學』一九六四—一、一九六四年)も参照。
- (三六) 文學・玄學といった曹魏的諸價値を深化させ、貴族の一つの規範となった嵇康については、渡邊義浩「嵇康の歴史的位置」(前掲)を参照。
- (三七) 王肅の經學的特徴と荊州學との係わりについては、加賀榮治『中國古典解釋史』魏晉篇(勁草書房、一九六四年)を参照。また、高堂隆と蔣濟の議論の經學的位置づけについては、藤川正數『魏晉時代における喪服禮の研究』(敬文社、一九六〇年)を参照。
- (三八) 陳寅恪「書《世說新語》文學類鍾會撰四本論始畢條後」(『中山大學學報』一九五六—三、一九五六年、『金明館叢稿初編』陳寅恪集、生活・讀書・新知三聯書店、二〇〇一年に所收)は、司馬氏が儒家の豪族であり、曹氏が非儒家の寒族であると司馬氏と曹氏の争いを儒法鬪争史として捉える。また、劉顯叔「論魏末政争中的黨派分際」(『史學彙刊』九、一九七八年)は、曹爽派を當時の名士を多く含む士大夫階級、司馬氏派を儒學大族と分類している。そのほかの諸説については、伊藤敏雄「正始の政變をめぐって」(前掲)、胡志佳『門閥士族時代下的司馬氏家族』(前掲)を参照。
- (三九) 『三國志』卷四十八 孫皓傳注引干寶『晉紀』に、「任賢使能、各盡其心」とあり、『晉書』卷一 宣帝紀に、「帝内忌而外寬」とある。
- (四〇) 西嶋定生「魏の屯田制——特にその廢止問題をめぐって」(『東洋文化研究所紀要』一〇、一九五六年、『中國經濟史研究』東京大學出版會、一九六六年に所收)を参照。
- (四一) 民屯の奪取に失敗した司馬氏は、のちに屯田制を廢止し、西晉では占田・課田制という土地政策を展開した。これについては、渡邊義浩「井田の系譜——占田・課田制の思想史的背景について」(『中國研究集刊』三七、二〇〇五年)を参照。

(四二) 陳・蔡之間、土下田良。可省許昌左右諸稻田、并水東下。令淮北屯二萬人、淮南三萬人、十二分休、常有四萬人、且田且守。水豐常收三倍於西、計除衆費、歲完五百萬斛以爲軍資(『三國志』卷二十八 鄧艾傳)。

(四三) 皇帝曹芳の廢位に郭皇太后を利用し、「孝」を押し立ててそれを正當化したことについては、渡邊義浩「九品中正制度における『孝』」(前掲)を参照。

(四四) 『晉書』卷一文帝紀。司馬昭に皇帝曹髦の命令を無視するよう獻策した者は鍾會であり、鍾會は曹髦の對司馬昭政策を立てた危険人物として嵇康を讒言している。渡邊義浩「嵇康の歴史的位置」(前掲)を参照。

(四五) 乃召侍中王沈・尚書王經・散騎常侍王業、謂曰、司馬昭之心、路人所知也。吾不能坐受廢辱、今日當與卿等自出討之(『三國志』卷四 三少帝 高貴鄉公髦紀注引『漢晉春秋』)。

(四六) 高貴鄉公之殺、司馬文王會朝臣謀其故。太常陳泰不至。使其舅荀顛召之。顛至、告以可否。泰曰、世之論者、以泰方於舅、今舅不如泰也。子弟・内外咸共逼之、垂涕而入。王待之曲室、謂曰、玄伯、卿何以處我。對曰、誅賈充以謝天下。文王曰、爲我更思其次。泰曰、泰言惟有進於此、不知其次。文王乃不更言(『三國志』卷二十一 陳羣傳附陳泰傳注引干寶『晉紀』)。

(四七) 『三國志』卷四 三少帝 高貴鄉公髦紀。渡邊義浩「九品中正制度における『孝』」(前掲)も参照。

(四八) 渡邊義浩「杜預の左傳癖と西晉の正統性」(前掲)。

(四九) 渡邊義浩「呻吟する魂 阮籍」(前掲)・「嵇康の歴史的位置」(前掲)を参照。

(五〇) 鍾會については、大上正美「鍾會論」(『青山學院大學文學部紀要』三〇、一九八九年、「阮籍・嵇康の文學」創文社、二〇〇〇年)を参照。

(五一) 「晉の文帝二陳と車を共にし、過りて鍾會を喚びて同に載せんとし、即ち車を駛せて委てて去る。出る比ほひ、已に遠し。既に至り、因りて之を嘲りて曰く、人と行を期し、何を以てか遅遅たる。卿を望むも遙遙として至らずと。會答へて曰く、矯然として懿實なれば、何ぞ必ずしも羣を同じうせん。帝復た會に問ふ、皐繇は何如なる人ぞと。答へて曰く、上は堯・舜に及ばず、下は周・孔に逮ばざるも、亦た一時の懿士なり」と(晉文帝與二陳共車、過喚鍾會同載、即駛車委去。比出、已遠。既至、因嘲之曰、與人期行、何以遲遲。望卿遙遙不至。會答曰、矯然懿實、何必同羣。帝復問會、皐繇何如人。答曰、上不及堯・舜、下不逮周・孔、亦一時之懿士) (『世說新語』排調 第二十五)。

(五二) (咸熙元年) 秋七月、(文) 帝奏、司空荀顛定禮儀、中護軍賈充正法律、尚書僕射裴秀議官制、太保鄭冲總而裁焉。始建五等爵(『晉書』卷一文帝紀)。

(五三) 曹魏から西晋にかけての「封建」の復権の氣運については、渡邊義浩「「封建」の復権——西晋における諸王の封建に向けて」(『早稻田大學大學院文學研究科紀要』五〇—四、二〇〇五年)を、曹魏の五等爵については、守屋美都雄「曹魏爵制に關する二三の考察」(『東洋史研究』二〇—四、一九六二年、『中國古代の家族と國家』(東洋史研究會、一九六八年)を、西晋の五等爵については、越智重明「五等爵制」(『魏晉南朝の政治と社會』吉川弘文館、一九六三年)を参照。

(五四) 西晋の國子學が、官品五品以上の貴族の子弟が學ぶ場として、そうした制限のない大學と並立して設置されたことについては、渡邊義浩「西晋における國子學の設立」(『東洋研究』一五九、二〇〇六年)を参照。

(五五) 士庶區別については、中村圭爾「士庶區別」小論——南朝貴族制への一視點」(『史學雜誌』八八—一、一九七九年、『六朝貴族制研究』前掲に所收)を参照。

表一 「反司馬氏勢力」(○は曹爽政權の構成員)

A								期
⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	氏名
畢軌	丁謐	李勝	鄧颺	何晏	曹訓	曹羲	曹爽	本貫
東平	沛國譙	南陽	南陽	南陽宛	沛國譙	沛國譙	沛國譙	官職
司隸校尉	尙書	史	侍中・尙書	吏部尙書	武衛將軍	中領軍	大將軍・録 尙書事	名聲・文化
明帝の文學。文學的才能は評		聲の場は京師	李勝らと「浮華」の交友。名聲の場は京師	玄學を創設。名聲の場は京師。		孝を忠に従屬させる(「至公論」)。	玄學を尊重する何晏・夏侯玄を重用。	備考
子が公主を娶る。	丁斐(同郷の曹操に 隨從)の子。	張魯の司馬。駱谷の 役を提案。	鄧禹の子孫。	曹操の夫人尹氏の連 れ子。曹操の娘金郷 公主を娶る。	曹爽の弟。	曹爽の弟。	大將軍曹眞の子。	典據
三九曹爽傳注引魏略	三九曹爽傳注引魏略	三九曹爽傳注引魏略	三九曹爽傳注引魏略	三九曹眞傳附何晏傳	三九曹眞傳附曹爽傳	三九曹眞傳附曹爽傳	三九曹眞傳附曹爽傳	

E		D	C			B			
17	16	15	14	⑬	⑫	11	10	⑨	
文欽	毋丘儉	許允	張緝	李豐	夏侯玄	令狐愚	王淩	桓範	
沛國譙	河東聞喜	高陽	馮翊高陵	馮翊東	沛國譙	?	太原祁	沛國	
前將軍・揚州刺史	鎮東將軍	中領軍	光祿大夫	中書令	太常	兗州刺史	太尉	大司農	
	李豐と厚善。 明帝の文學となる。夏侯玄・	夏侯玄・李豐らと親善。桓範と交友。		明帝の文學となる。	諸葛誕・鄧颺らと「浮華」の交友。玄學。			『皇覽』を編纂。	價される。
曹爽が同郷といふこととで拔擢。			娘は曹芳の皇后。李豐と通家。	子の韜は齊長公主を娶る。	曹爽の姑の子。		後漢の司徒王允の甥。	曹爽は郷里の老宿として敬意を拂う。	
書	三28 毋丘儉傳注引魏	三9 曹爽傳注引魏略	三15 張既傳注引魏略	略 三9 夏侯玄傳注引魏	三9 夏侯尚傳附夏侯玄傳	三28 王淩傳注引魏書	三28 王淩傳	三9 曹爽傳注引魏略	

表二「司馬氏の與黨」(○は司馬懿と行動を共にした)

7	⑥	⑤	4	③	②	①	
司馬岐	王觀	盧毓	王肅	高柔	蔣濟	司馬懿	氏名
河内温	東郡廩丘	涿郡涿	東海郷	陳留圉	楚國平阿	河内温	本貫
廷尉	太僕	光祿勳	太常	司徒	太尉	太傅	政變時の官職
	曹操が丞相文學掾に任命。	「浮華」を批判。	諸經に注を附す。	法を正しく運用。六經の博士の優遇を主張。	高堂隆と郊祀を議論。萬機論・三州論を著す。	楊俊・崔琰が評價。荀彧が拔擢。	名聲・文化
大司農司馬芝の子。		盧植(後漢の北中郎將・尙書)の子。	王朗(司徒)の子。	高靖(後漢の蜀郡都尉)の子。		司馬防(後漢の京兆尹)の子	備考
三12司馬芝傳附司馬	三24王觀傳	三22盧毓傳	三13王朗傳附王肅傳	三24高柔傳	三14蔣濟傳	晉1宣帝紀	典據

F	18	諸葛誕	琅邪陽都	征東將軍	夏侯玄や鄧颺らと「浮華」の交友。	三28諸葛誕傳
---	----	-----	------	------	------------------	---------

表三 「曹爽の幕僚」(○は免官ののち復活)

①	氏名	本貫	政變時の官職	名聲・文化	備考	典據
裴秀	河東聞喜	黃門侍郎	學を好み、風操あり。「後進領袖有裴秀」。	祖父の裴茂は後漢の尙書令。父の裴潛は	晉35裴秀傳	
13	孫禮	涿郡容城	并州刺史		曹爽と厳しく對立。	三24孫禮傳
12	王昶	太原晉陽	征南將軍	王淩と齊名。治論・兵書を著す。	王澤(後漢の代郡太守)の子。	三27王昶傳
⑪	司馬師	河内溫	中護軍	夏侯玄・何晏と齊名。のち孝により評價。	司馬懿の長子。	晉2
10	司馬孚	河内溫	尙書令	「八達」と稱される。經史を廣く讀む。	司馬懿の次弟。	晉37
⑨	孫資	太原中都	中書令	太學で學び、經書の注釋を讀む。王允の評價。		別傳 三14劉放傳注引孫資
⑧	劉放	涿郡方城	中書監	文書・布令文を書くことを得意。	西郷侯劉宏の後。	三14劉放傳
					政變前に病死。	岐傳

10	⑨	⑧	
賈充	辛敞	魯芝	
平陽襄陵	潁川陽翟	扶風濊	
黃門侍郎	參大將軍事	大將軍司馬	
孝により稱される。		世々名徳あり。郭淮に評價される。 臨淄侯文學。	博究。
豫州刺史。	父の賈逵は、曹魏のは羊耽に嫁ぐ。	西州の豪族。	
晉40賈充傳	三25辛毗傳注引世語	晉90良吏盧芝傳	